

環 生 第 3 0 4 号
03 静環環保第 2623 号
浜 環 保 第 2 8 5 号
沼 生 環 第 2 6 4 号
富 環 保 発 第 3 5 0 号

令和 4 年 1 月 11 日

関係団体各位

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課長
静岡市環境局環境保全課長
浜松市環境部環境保全課長
沼津市生活環境部環境政策課長
富士市環境部環境保全課長

解体等工事に係る事前調査結果の都道府県知事等への報告について

日頃から、環境保全行政の推進につきましては、御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、解体等工事における石綿飛散防止対策の強化のため、大気汚染防止法の改正が令和 2 年 6 月 5 日に公布され、令和 3 年 3 月 30 日に周知依頼をさせていただいたところですが、令和 4 年 4 月 1 日から解体等工事に係る石綿含有建材の調査結果（事前調査結果）を電子情報処理組織により都道府県知事等へ報告することが必要となります。また、令和 5 年 10 月 1 日からは、資格者等による事前調査が必要となります。

このことから、事前調査結果報告の概要、石綿事前調査結果報告システムの概要及び資格者の概要等について、別添 1～4 のとおり環境省水・大気環境局長から事業者等に広く周知するためのチラシの提供がありましたので、お送りします。

つきましては、これらのチラシを御活用いただき、貴団体の会員の皆様方に事前調査結果の都道府県知事等への報告義務について周知いただきますようお願いいたします。

なお、事前調査結果の報告については、原則として石綿事前調査結果報告システムからの申請になりますが、やむを得ない場合は、紙媒体による申請となります。紙媒体による申請につきましては、別添 5 により申請することとなりますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

おって、別添 6 のとおり、事前調査結果報告に係る説明動画を静岡労働局及び静岡県くらし・環境部環境局生活環境課で配信しましたので、お知らせします。

また、事業者向けチラシ等の事前調査結果報告に関する資料につきましては、環境省ホームページに掲載されておりますので、申し添えます

(URL:http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html)。

記

- 別添1 (事業者向け) 事前調査結果報告に関するチラシ
- 別添2 (事業者向け) 石綿含有建材調査者の資格に関するチラシ
- 別添3 (発注者向け) ～建設所有者の皆様へ～事前調査に関するチラシ
- 別添4 (事業者向け) 石綿事前調査結果システム
- 別添5 事前調査結果報告の紙媒体による申請についての案内資料
- 別添6 改正石綿則等に係る説明動画の配信等について

問合せ先

【静岡市、浜松市、沼津市及び富士市以外に所在の団体等】

担 当 静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

電 話 054-221-2258

e-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp

【静岡市内に所在の団体等】

担 当 静岡市環境局環境保全課

電 話 054-221-1358

e-mail kankyohozen@city.shizuoka.lg.jp

【浜松市内に所在の団体等】

担 当 浜松市環境部環境保全課

電 話 053-453-6170

e-mail kankyoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【沼津市内に所在の団体等】

担 当 沼津市生活環境部環境政策課

電 話 055-934-4740

e-mail kankyo@city.numazu.lg.jp

【富士市内に所在の団体等】

担 当 富士市環境部環境保全課

電 話 0545-55-2774

e-mail ka-kankyohozen@div.city.fuji.shizuoka.jp